

「木質バイオマス証明ガイドライン」の運用について

～ 認定団体の皆さまへ ～



(一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会

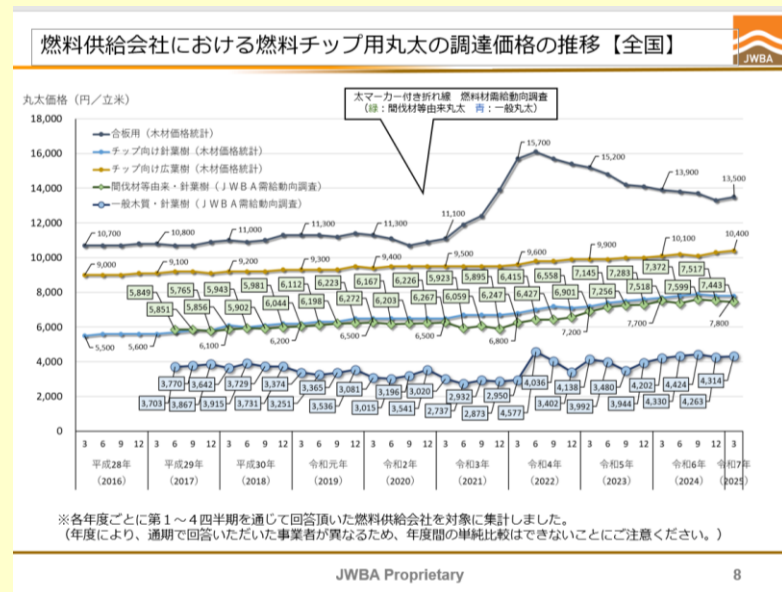
2025.8.5

● 木質バイオマス燃料の需給動向の把握

(一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会 (JWBA) は、四半期ごとに、FIT/FIP認定に関わる**燃料材の需給動向を調査**しています。燃料材へのニーズがこれまで以上に高まっており、発電所からは燃料材の確保が難しくなっているとの声が聞かれます。

このため、燃料材供給関係者は、FIT/FIP制度の適正な運用を一層進めることが不可欠であり、認定団体の役割は、ますます大きくなっています。

<右図> は、最新の調査報告(概要)の抜粋 (JWBAのHPに掲載)
本調査は、発電所や燃料供給事業者の協力により実施



1 本講習会の趣旨と認定団体の役割

【講習会の趣旨】

バイオマス証明ガイドラインの適切な運用を図るため、認定団体が積極的に講習会を開催することにより、認定事業体の適正な業務運営が図られるようにします。

⇒ 制度の認識不足などによるガイドラインの不適切な運用の発生回避

【認定団体の役割】

燃料材取扱い事業者が、バイオマス証明ガイドラインに基づく業務を適正に行うことができることを認定（保証）します。

自主行動規範、事業者認定実施要領を策定・公開し、信頼性を確実なものとしします。

- ① 事業者の認定、更新の審査、事業実施状況（書類、現地）の確認など
- ② 関係情報公開（自主行動規範、認定要領、認定した事業者、取扱実績とりまとめ等）
- ③ フォローアップ（適切な分別管理と証明書作成の支援・指導、相談対応など）

2 認定団体が留意すべき事項（認定時等）

認定審査や現地確認に際して形式的な認定とならないよう、下記事項に留意して支援や指導を実施しましょう。

1 申請内容は妥当性、フォローアップ

認定時、認定後も申請内容との整合を確認してください。
（申請図面と現地での分別管理など）

2 バイオマス証明書

実際の証明書により必要事項など記載内容を確認してください。
必要な添付書類の有無、書類の**保管・整理**状況の確認も必要です。

⇒ **まとめたの証明は不適當です。**

3 取扱実績の報告

毎年、認定事業者から報告を受けて、その内容の妥当性を確認してください。

⇒ **報告のない事業者の認定継続は適當ではありません。**

3 認定団体が留意すべき事項（公表時）

認定団体は、所定事項の公表を行うこととされています。

1 公表すべき項目

- ① 自主行動規範、② 認定実施要領、③ 認定した事業者（取り消しを含む）、④ 取扱実績報告の取りまとめ

⇒ 認定事業者、取扱実績報告等の**実績がない場合でも、その旨の公表が必要**

2 公表の方法

事務所内の掲示ではなく認定団体のHP掲載など、**第三者が容易に確認できる方法**で公表します。

なお、木材の合法性の認定の公表をもって、バイオマス証明関係の公表したことにはなりません。

3 認定番号

GHG基準への対応が可能な事業者として同認定を受けたことが分かる「記番号」とする必要があります。また、この「記番号」が木材の合法性等の認定番号と混同されないよう配慮が必要です。

4 最近の認定団体アンケート調査

- 2023年度 実態調査（**138認定団体**に依頼し、**136団体**から回答）
 - 1 認定団体の体制、認定の規模や業種など
 - 2 認定団体における情報公開
 - 3 認定事業者への支援や指導の実施状況（2022年度）
 - 4 認定費用ほか
- 2024年度 講習会事前調査（**140認定団体**に依頼し、**106団体**から回答）
 - 1 2023年度の認定状況
 - 2 認定団体における情報公開（取扱実績の取りまとめ）
 - 3 認定事業者への支援や指導の実施状況（2023年度）
 - 4 GHG情報伝達の取組状況
- 2025年度 講習会事前調査（**141認定団体**に依頼し、**128団体**から回答）
 - 1 GHG認定の対応状況
- 2025年度 実態調査
 - ※ 2023年度の内容と同様の調査を予定

● 認定団体におけるGHG対応

- 1 認定事業者等への**GHG関係の情報提供**
- 2 GHG基準対応の認定が必要な事業者の**有無の確認**
- 3 **自主行動規範、認定要領の早期改訂と公表**
- 4 GHG基準での**事業者の認定**（既認定者も**GHG認定が必要**）と**公表**

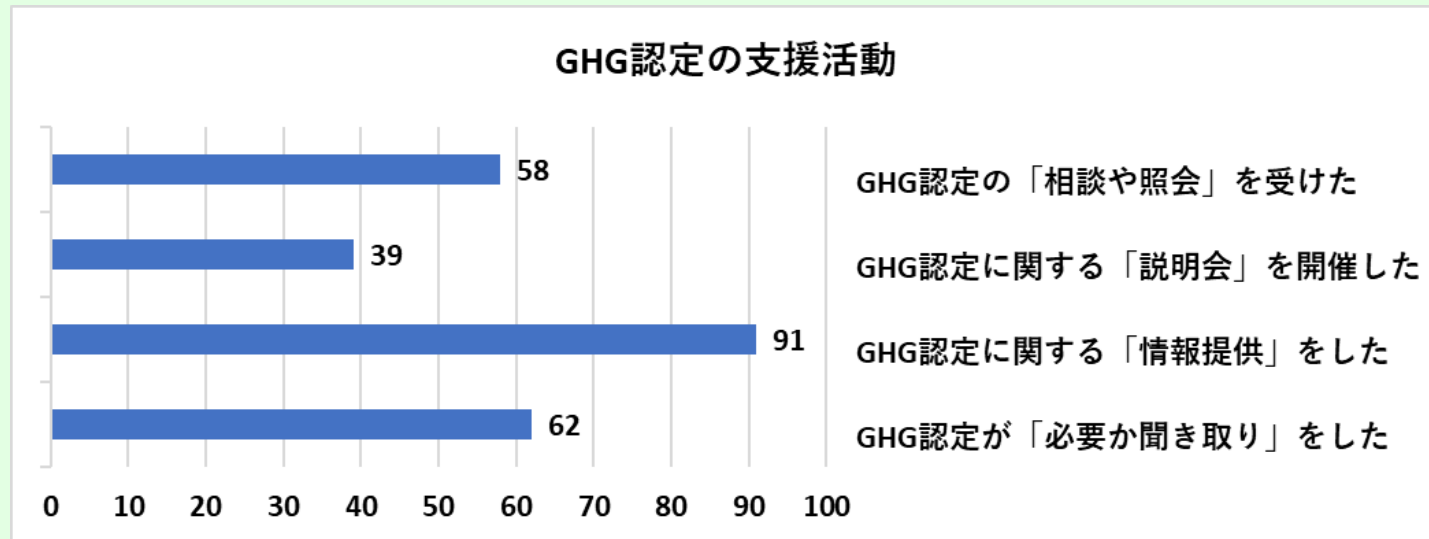
当協会では、GHG基準の対応に関する解説書「木質バイオマス発電に係るライフサイクルGHGに関する基準の適用制度について」を作成・公開しています。

<https://jwba.or.jp/activity/biomass-manifest-guideline/>

注意：以下に示す調査の集計結果は、速報であり、今後の修正されることがあります。

1 GHG対応への認定団体の支援状況

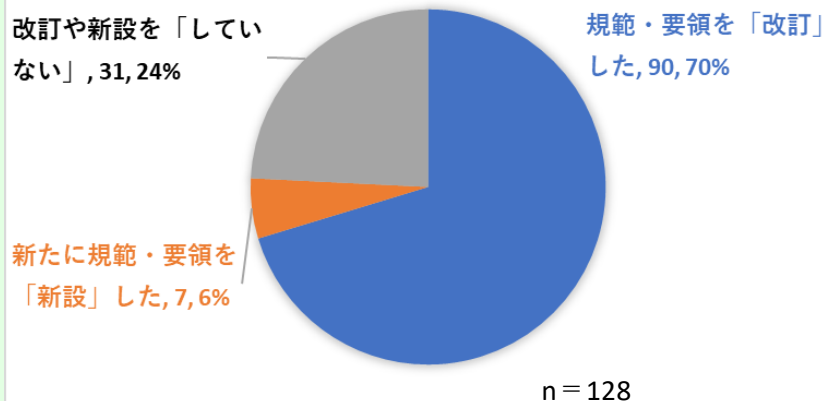
9 1 団体が既に情報提供（71%）



2 自主行動規範、認定実施要領の改訂等

97団体が改訂等対応済み (76%)

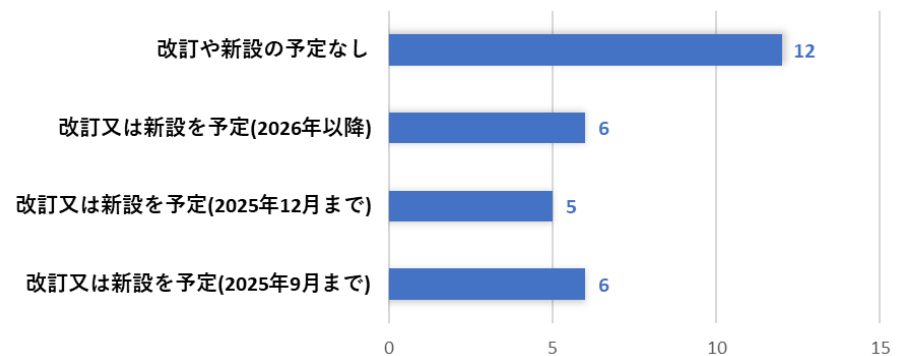
自主行動規範等のGHG認定への対応状況



未対応31のうち23団体が2025年度末までに対応予定。他に対応の予定なし12団体、又は未回答

自主行動規範(GHG認定対応)の改訂等の予定

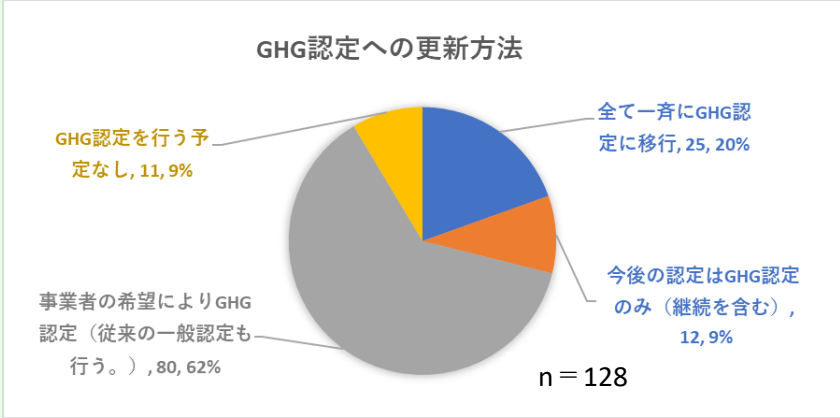
n = 29



8 2025年度講習会事前アンケート (GHG認定への移行と認定)

3 既存認定のGHG認定への移行

全て一斉にGHG認定に移行：25 認定団体（20%）
 今後の認定はGHG認定のみ：12認定団体（9%）
 事業者の希望によりGHG認定
 （従来の認定も行う）：80認定団体（62%）
 GHG認定を行う予定なし：11認定団体（9%）



4 GHG認定件数と公表

単位：件

	認定件数	
	GHG認定とGHG認定以外 回答：128認定団体	GHG認定のみ 回答：40認定団体
伐採（発生）段階	5,215	629
流通・加工段階	2,410	431
合計：	7,625	1,060

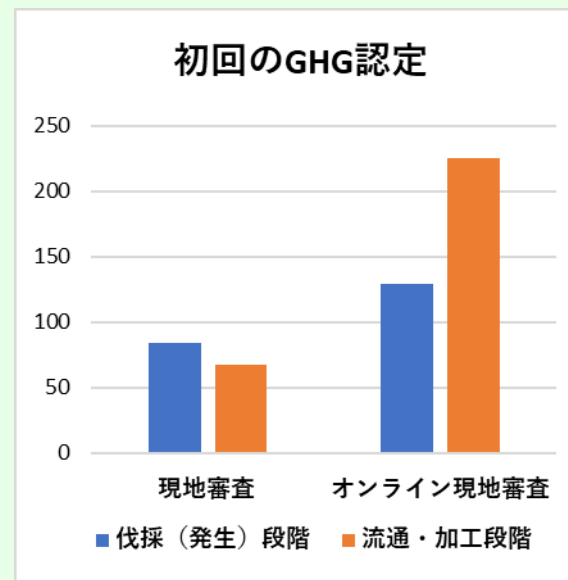
単位：認定団体

GHG認定認定事業者の公表	
認定団体ホームページ	37
上記以外で公表	14
合計	51

5 GHG認定の初回審査

単位：件

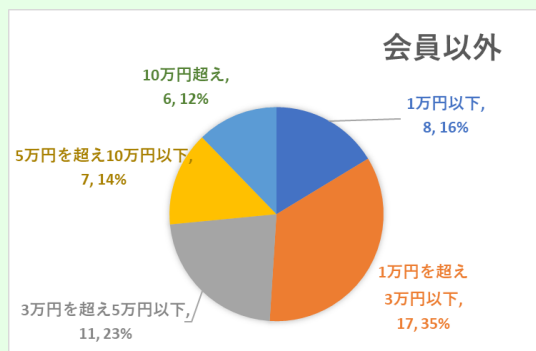
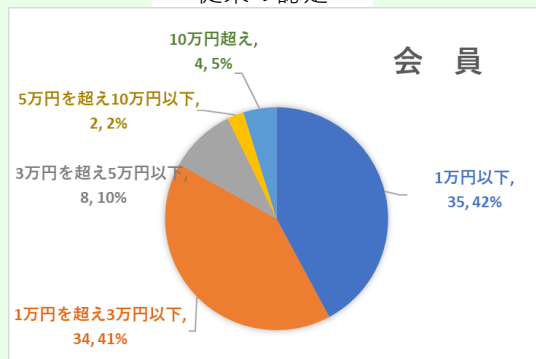
	初回のGHG認定	
	現地審査	オンライン 現地審査
伐採（発生）段階	84	129
流通・加工段階	67	225
合計：	151	354



6 新規認定料の設定

GHG認定以外

従来の認定

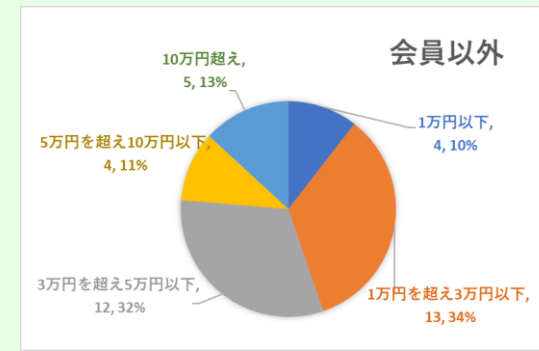
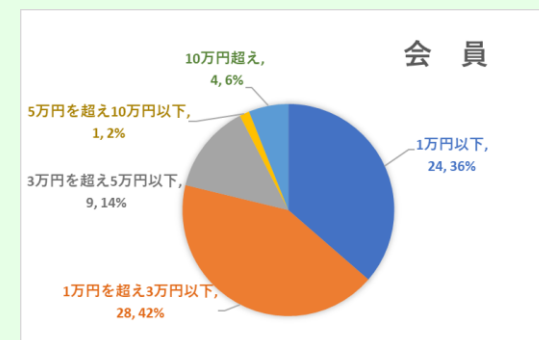


新規認定料

	(GHG認定以外)		(GHG認定)	
	会員	会員以外	会員	会員以外
回答団体数	128	※ 67	106	※ 52
徴収しない	45	18	40	14
1万円以下	35	8	24	4
1万円を超え3万円以下	34	17	28	13
3万円を超え5万円以下	8	11	9	12
5万円を超え10万円以下	2	7	1	4
10万円を超え	4	6	4	5
会員以外の認定なし		61		50

※ 回答団体数に「会員以外の認定なし」回答者を含まない

GHG認定



新規認定料は、**会員<会員以外、GHG認定以外<GHG認定の傾向**にあります。

認定料の徴収をはじめたり、実態に合わせた値上げなどが増えています。また、審査等にかかる旅費等を別途請求している例もあります。

地域研修会については、これまで当協会が主導して説明を行うケースもありましたが、主催は認定団体であることを踏まえ、役割分担等をしながら、効果的な研修となるよう支援をしてまいります。

- 1 主催である地元団体は、開催趣旨や地域の課題等の説明願います。
- 2 一方、当協会は、研修資料の提供と補足説明（最新の情報、他地域の動き等）などに対応します。
- 3 単独の団体で開催するのではなく、地域の団体と共同開催することをご検討ください（都道府県庁や発電所、近隣の認定団体の参加などもご考慮ください。）。
- 4 個別相談には、主催と一緒に対応します。
- 5 研修会に合わせ主催者等との情報交換の場を設けてください。
- 6 研修会に合わせ認定事業者等の現地調査などサポートにも実施も考慮ください。



一般社団法人

日本木質バイオマスエネルギー協会

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491

FAX 03-5817-8492

Mail mail@jwba.or.jp

URL <https://www.jwba.or.jp/>